

資料

中国 人民共和国 農業法の改正・施行について

秋山邦裕・楊 東群・鹿 国新・曾 雅

(農業経営学研究室)

平成15年8月10日 受理

秋山邦裕・楊 東群 (資料解説—農業法改正・施行一)

鹿 国新 (第一章—第六章), 曾 雅 (第七章—第十三章)

資料解説—農業法の改正・施行について一

中国農業・農村をめぐる新しい国内・国際情勢に対応するために、農業関係の主要な法律が改正された。「中華人民共和国農業法」と「中華人民共和国草原法」および「農村土地承包法」が改正され、新たな制度が2003年3月1日より実施された。これらの3つの法律は、中国農業・農村・農民問題を解決するための強力な法律的根拠といってよい。特に、中国農業の基本法とよばれている「農業法」の今回の改正は、中国農業にとって重要な意義を有している。

以下に、今回の法改正の背景と改正内容のポイントについて、解説しておきたい。

1. 「農業法」改正の背景

なぜ今、1993年に公布実施された「農業法」が見直しされなければならなかつたのか?

それには以下の要因があげられる。

① 社会主義市場経済体制が逐次完備されるにつれて、農業・農村の経済発展のメカニズムと外部環境が大いに変化した。伝統的な農業管理と支援制度では、すでに新しい情勢に対応することはできない。

② 生産力水準の向上と国民生活の改善にともない、農產品の需給関係は部分的には構造的に供給が必要を上回り、農產品の品種と質は市場のニーズに完全に応えられなくなつた。そのために、農業構造の調整が迫られてきた。

③ 農民の所得の増加がかなり鈍くなり、農村消費の増加および国民経済の発展にマイナスの影響を及ぼしている。

④ WTOへの加盟により、中国の農業は国際市場の挑戦に直面し、いかに競争力を向上させるのかが中国政府にとって急務の課題となってきた。

これまでにも、従来の「農業法」は内容が不完全であり、法律執行の主体が不明確である、などの問

題が指摘されていた。今回、上記のような情勢変化、背景の下で、ついに基本法としての「農業法」が改正されるに至つたのである。

2. 「農業法」改正内容のポイント

従来の農業法は9章66条から構成されていたが、それが今回の改正「農業法」では13章99条となっており、新たに4章が付け加えられている。新たに追加された章は、「第5章 食料安全」、「第9章 農民権益保護」、「第10章 農村経済発展」、「第11章 法律執行監督」、以上の4章である。この他に章の内容が拡充されており、第4章の「農產品流通」は「農產品流通と加工」へ、第6章の「農業投入」は「農業投入と支持保護」へと、改正・拡充された。

今回の改正の重点は、「農業と農村経済構造の調整」「農業産業化経営」「農產品質量安全」などの問題にある。その以外にも改正点は多いが、「農業生産経営体制」「農民権益の保護」「食料安全」「農業科学技術と農業教育」「農業投入と支援保護」などの課題については、従来の条文にさらに新しい内容が付加えられた形となっている。

3. 「農業法」改正の意義

今回の新しい農業法制定によって、農業発展や農家の裕福な生活の実現と農村の繁栄、豊かな農村社会の構築に重要な影響を与えることが予想される。

① 農業法は、新らたな情勢の下において共産党が農業・農村政策を実行するための、法律的保障である。今回の改正によって農業法の中に、共産党の農業・農村基本政策が数多く具体化され、法律化された。この農業法改正によって、共産党の基本政策が法律に基づいて実行されることとなる。

② 農業法は農業発展の新段階における豊かな農村社会を構築するための法律的保障である。農業法の第3条では、よい農民素質の育成や農業収益と農家所得の向上などを農業・農村発展の重要な目標と

している。また、この目標を実現するために、新たな農業科学技術の創出・技術サービスシステムや農産品の品質・安全システム、農産品の市場システム、市場情報サービスシステム、農業の行政管理・法律の執行システムという5つのシステムの建設を提示している。このようなシステムの形成のための一連の法律措置が定められた。そのため、新農業法の実行は豊かな農村の建設にとって強力な法律的保障となる。

③ 農業法は新世紀における農村の政治基盤建設の推進器である。農業法は中国農業の基本法である。その実行によって、農業立法の強化や法律の執行の促進だけではなく、農村幹部の法律への觀念を強め、農業行政部門における管理・執行が法律に基づいているので、その目標達成は速められるであろう。

④ 農業法改正によって、農民專業合作經濟組織の法律的地位が確立した。新農業法は第1章で農業生産組織の定義を新たに定めた。従来の定義に加えて、農業專業合作經濟組織と他の農業生産經營に従事している組織、例えば、農產品工業協会や龍頭企業などが付加えられた。すなわち、農民專業合作經濟組織の經營活動に合法的地位が与えられた。その具体的内容は以下の諸点である。

1) 新農業法は農民專業合作經濟組織の組織原則を明確に規定した。そのため、今後、組織の經營活動は規範化した管理の下で行われる。農民專業合作經濟組織は組合員へのサービス提供を趣旨とし、自由な加入・脱退が認められ、民主的管理と余剰利益の返還が原則とされた。

2) 新農業法は農家の企業設立を認めた。法律に従って、農家と農業生産經營組織は自らの意思により、資金や技術、現物（土地など）を株にして投資して、各種の企業を設立できる。その原則は、企業の民主的管理、労働に基づく配分、株式配当の結合である。

3) 新農業法は農產品業者協会の法律地位と職責を明確化した。新農業法の規定では、農家と農業生産經營組織は法律と行政の法規に基づいて、各種の農產品業者協会を設立して、組合員に生産販売、情報・技術、育成訓練などのサービスを提供できる。また、農產品業者協会は協調と自律に基づき、農産品貿易の救済措置の申込みを提出して、組合員と業者協会の利益を維持することができる。

⑤ 農業法は多様な農業產業化經營の発展を、農業・農村の経済構造調整、農業現代化実現のために

重要な方策として位置付けた。農業產業化經營は、農村の經營体制改革の中で家庭聯產請負責任制を継承・発展させた新しい形態である。農業產業化經營とは、家庭請負經營を基礎としながら、龍頭企業と他の經濟組織の連携を図って、市場の需要変動に対応した農産品の生産・加工・販売を結合して一體的な經營を行うことである。その具体的な内容は以下の諸点である。

1) 農業產業化經營は家庭請負經營を基礎にしている。そのため、これは農家財産の権益を侵さずに、農家と市場とを繋ぐ有効な方法である。また、それによって、現代科学技術の応用や經營規模拡大などの課題が解決できる上に、農業部門の収益向上への貢献や農業の市場化への対応が期待されている。

2) 農業產業化經營は龍頭企業と農家との連携・結合方式の確立である。国は農家と農業生産經營組織による生産・加工・販売の一體的經營の発展を奨励・支持している。家庭請負責任制の下で、各種の專業合作經濟組織や農産品の加工企業および農産品の購買組織が設立され、農家を支援する。また、龍頭企業や他の組織との提携促進によって、農産品の生産・加工・販売を結合した多様な合作經濟的性質を有する産業化經營を、農家が構築することが奨励される。こうして、農家は農産品加工・販売過程の利益配分に参加できるようになり、収益の向上が期待できる。

3) 改正農業法は龍頭企業と農家の利益分配原則を規定している。それは、収益の共同享受、リスクの共同分担、という原則である。お互いは利益の共同体である。

⑥ 農業法は中心課題として、新段階における農業・農村の構造調整を明記している。これは農業の成長方式の根本的調整であり、農家の所得を向上の唯一の道とされている。

*中国の農業・農村問題の日本語参考文献をあげておく。

- ① 清水美和『中国農民の反乱』講談社、2002。
- ② 村山宏『中国・繁榮の裏側』日経ビジネス文庫、2002。
- ③ 嶽善平『農民国家の課題』名大出版会、2002。
- ④ 何清漣『中国現代化の落とし穴』草思社、2002。
- ⑤ 興梠一郎『現代中国』岩波新書、2002。

資料

中華人民共和国農業法

(1993年7月2日第8期中国人民代表大会常務委員会第2次会議通過,
2002年12月28日第9期中国人民代表大会常務委員会第31次会議修訂,
2003年3月1日施行)

第一章 総 則

第1条 農業の国民経済における基礎的地位を強化するとともに、農村改革を深化させ、農業生産力を発展し、農業現代化を推進し、農民及び農業生産經營組織の合法的権益を維持し、農民収入の増加、農民の科学文化素質の向上、農業と農村経済の持続的、安定的、健康的発展を促進し、全面的な小康社会の目標を実現するために、本法を制定する。

第2条 本法における農業とは、栽培業、林業、牧畜業及び漁業などの産業を指す（農業と直接関連する生産前、生産中、生産後のサービスを含む）。本法における農業生産經營組織とは、農村集団經濟組織、農民合作經濟組織、農業企業及びその他の農業生産經營に従事する組織を指す。

第3条 国家は、農業を国民経済発展の首位に位置付ける。農業と農村経済発展の基本目標は、社会主义市場経済の発展要求に適応する農村経済体制を確立し、不斷に農村の生産力を解放し、発展させ、農業の全体的素質と効率を高め、農産物の供給と品質を確保するとともに、国民経済の発展、人口の増加と生活改善の要請に満足し、農民の収入と生活水準を高め、農村余剰労働力を非農産業と城鎮へ移動させ、都市・農村の地域格差を縮小し、民主的、文明的、豊かな社会主义新農村を建設し、徐々に農業と農村の近代化を実現させることである。

第4条 国家は、措置を講じて、農業が食品、工業原材料とその他の農産物の提供、生態環境の保護と改善、及び農村経済社会発展の促進などの多方面に役割を發揮することを保障する。

第5条 国家は、公有制を主体とし、多種の所有制経済がともに発展する基本経済制度を堅持し、完備させ、農村経済を振興する。

国家は、農村における家庭生産經營請負制を基礎とし、統分結合の二重經營体制（注：改革開放以後の集団所有による統一經營と家族所有による分散經營を結合させる体制）を長期的に安定させ、社会化サービス体系を発展させ、集団経済の実力を増強し、

農民を指導してともに豊かな道を歩むものとする。国家は、農村における労働に応じる分配を主体とし、多種の分配形式が共存する分配制度を堅持し、完備させる。

第6条 国家は、科学技術によって農業を振興させ、農業の持続的な発展という方針を堅持する。国家は、措置を講じて、農業と農村のインフラ建設を強化し、農業と農村の経済構造を調整させ、農業の産業化經營を推進し、農業科学技術と教育事業を発展するとともに、農業生態環境を保護し、農業の機械化と情報化を促進し、農業の総合生産能力を高めるものとする。

第7条 国家は、農民及び農業生産經營組織の財産とその他の合法的権益を保護し、侵犯されないように努める。各級人民政府及びその関連部門は、農民収入の増加、農民負担の軽減に措置を取るべきである。

第8条 社会全体は、農業を重視し、農業発展を支持する。国家は、農業発展に著しい成績のある単位と個人に対して奨励を与える。

第9条 各級人民政府は、農業と農村経済の発展に対して責任を負い、各関連部門と全社会を組織して農業の発展と農業発展のためのサービスの提供に努めるものとする。国务院の農業行政管理部門は、全国の農業と農村経済発展の業務を主管して、国务院の林業行政管理部門とその他の関係部門は、各自の職責範囲内で農業と農村経済発展に責任を負う。

県级以上の地方人民政府の各農業行政管理部門は、当該行政区域内の栽培業、牧畜業、漁業などの農業と農村経済発展の業務に責任を負い、林業行政管理部門が、当該行政地域内の林業の業務に責任を負う。県级以上の地方人民政府のその他の関係部門は、各自の責任範囲内で当該行政区域内の農業生産經營に関するサービスに責任を負う。

第二章 農業生産經營体制

第10条 国家は、農村の土地經營請負制を実行

し、法律に基づいて農村の土地請負関係を長期的に保障し、安定させ、農民の請負った土地の使用権を保護する。

農村における土地請負経営の方式、期限、委託者と請負者の権利・義務、土地請負経営権の保護・移譲などを『中華人民共和国土地管理法』と『中華人民共和国農村土地請負法』に適用する。

農村集団経済組織は、家庭経営請負制を基礎とし、法律に基づいて集団資産を管理し、その成員のために生産、技術、情報などのサービスを提供するとともに、合理的開発を組織し、集団資源を利用して経済的実力を増進する。

第11条 国家は、農民が家庭請負経営のもとで、自発的に各類の専門合作経済組織を構成することを奨励する。農民専門合作経済組織は、成員のためのサービスという主旨を堅持し、加入・脱退自由、民主的管理、余剰返還の原則に従って、法律に基づいてその規約の定めた範囲内で、農業生産経営とサービス活動を展開する。農民専門合作経済組織は、多種の形式ができることができて、法律に基づき設立し、法律に基づいて登録する。いかなる組織又は個人も農民専門合作経済組織の財産と経営権を侵犯することはできない。

第12条 農民又は農業生産経営組織は、自発的に民主的管理、労働に応じた分配と株式配分の結合の原則に従って、資金、現物、技術などを株式として、法律に基づき各種の企業を設立することができる。

第13条 国家は、措置を講じて、多様な形式の農業产业化経営を発展させ、農民又は農業生産経営組織による生産・加工・販売一体化経営の発展を支持し、奨励する。

国家は、農産品の生産、加工、流通サービス企業や、科学研究機関及びその他の組織が、農民あるいは農民専門合作経済組織と契約を結び、あるいは各類企業の設立などの形式を通じて、収益共享、リスク分担という利益共同体を形成し、農業产业化経営を推進させ、農業発展を促進することを支持する。

第14条 農民又は農業生産経営組織は、法律・行政法規に基づき各種の農産物の業者協会を創立することができ、その成員に生産、販売、情報、技術、訓練などのサービスを提供し、調和と自律の役割を發揮し、農産物の貿易救済措置を申請するとともに、成員と業界の利益を守る。

第三章 農業生産

第15条 県级以上の人民政府は、国民経済と社会発展の中・長期計画、農業と農村経済発展の基本目標及び農業資源区画によって、農業発展計画を制定する。省級以上の人民政府の農業行政管理部門は、農業発展計画に基づき措置を講じて、区域の地域特性を活かし、合理的農業生産区域の配置の形成を促進させ、農業と農村経済の構造調整を指導・調和する。

第16条 国家は、農民及び農業生産組織を指導し、市場の需要と供給に基づいて、農業生産構造を調整し、栽培業、林業、牧畜業及び漁業の発展の調和を図るとともに、優良品質、高収量生産、高効率・収益の農業を発展させ、農産品の国際競争力を高める。

栽培業は品種の改良、品質の向上、効率的高収益を中心とし、作物の構造、品種の構造、品質の構造を調整するものとする。

林業の生態建設を強化し、天然林の保護、退耕還林と砂防・治山工程を実施し、防護林体系の建設を強化させ、急速に速生豊産林、工業原料林と薪炭林を植林する。

草原の保護と建設を強化し、急速に牧畜業を発展させ、圈養と舍飼を普及し、畜禽品種を改良するとともに、積極的に飼料工業及び畜禽製品の加工業を発展する。

漁業生産は漁業資源保護、合理的利用、漁獲の構造を調整し、積極的に水産養殖業、遠洋漁業と水産物の加工業を発展させる。

県级以上の人民政府は、政策を制定し、資金を調達するとともに、農業の構造調整を支持するものとする。

第17条 各級人民政府は、措置を講じて、農業総合開発と農地水利施設、農業生態環境の保護、郷村道路、農村エネルギーと電力ネット、農産物の貯蔵と流通、漁港、草原の柵、動物・植物の原種・良種基地などの農業と農村基礎施設の建設を強化し、農業生産条件を改善させ、農業総合生産能力を保護し、高めるものとする。

第18条 国家は、動物・植物品種の選育、生産、更新と良種の普及を助成し、品種の選育と生産、経営の結合を奨励し、種プロジェクトと畜禽良種プロジェクトを実施する。国务院及び省、自治区、直轄市人民政府は、専門資金を設立して動物・植物良種の選別・育成と普及に対し助成を行う。

第19条 各級人民政府及び農業生産經營組織は、農地水利施設の建設を強化し、農地水利施設の管理制度を健全にし、節水して節水型の農業を発展させ、非農業建設が灌漑水源を占有することを厳しく規制し、いかなる組織及び個人も不法占有又は農地水利施設を破壊することを禁じるものとする。

国家は、水が不足する地域に対して、節水型の農業を発展させることを重点的に援助する。

第20条 国家は、農民及び農業生産經營組織が先進的で適用性のある農業機械の使用を奨励、支援し、農業機械の安全管理を強化させ、農業機械化水準を向上させるものとする。

国家は、農民及び農業生産經營組織の先進的機械を購入に対して助成を行う。

第21条 各級人民政府は、農業に提供している気象事業の発展を支持するものとし、気象災害の予報水準の向上に努めるものとする。

第22条 国家は、措置を講じて農產品の質を向上させ、農產品の品質標準体系及び品質検査監督体系を健全にして、関係のある技術規範、操作規程及び品質衛生安全水準に従い、農產品の生産經營を組織するとともに、農產品の品質安全を保障する。

第23条 国家は、法律によって、優質農產品の認証制度と標識制度を健全にすることを支持する。

国家は、優質農產品の生産の発展を奨励し、助成する。県級以上の地方人民政府は、当該地域の実情を応じて、國家の関係規定に基づき措置を講じて、優質農產品の生産を発展させるものとする。

国家の規定水準に符合する優質農產品は、法律あるいは行政法規の規定に従って、関連がある標識の使用を申請することができる。規定産地及び生産規範の要求に符合する農產品が、関連法律あるいは行政法規の規定に基づき農產品の地理標識の使用を申請することができる。

第24条 国家は、動物・植物の防疫、検疫制度を実行し、動物・植物の防疫、検疫体系を完備させ、動物の疫病及び植物病、虫、雑草、ペストの測定、予警、予防と治療を健全にして、重大である動物疫病及び植物病の高速撲滅システムを創立し、動物の無規定疫病区を建設するとともに、植物の保護プロジェクトを実施する。

第25条 農薬、畜産用薬剤、飼料及び飼料添加剤、肥料、種子、農業機械などの人間や牧畜の安全に危害を与える農業生産財の生産經營は、関連法律、行政法規の規定に従って、登録制度あるいは許可制

度を実行する。

各級人民政府は、農業生産財の安全使用制度を完全に実施し、國家が公布して禁止した農薬、畜産用薬剤、飼料添加剤などの農業生産財及びその他の禁止された產品の農民及び農業生産經營組織による使用を禁じる。

農業生産財の生産者及び販売者は、自ら生産、販売した產品の質に対して責任を負うものとする。粗悪品を優良品に、偽物を本物に、不合格品を合格品に見せ掛けることは禁止する。國家が公布して禁止した農薬、畜産用薬剤、飼料添加剤及び農業機械などの農業生産財の生産、販売は禁止する。

第四章 農產品の流通と加工

第26条 農產品の購入と販売は、市場調整によって行う。国家は、国の経済と人民の生活に関わる重要な農產品の購入と販売に対して必要なマクロ制御を行い、中央と地方の分級備蓄調節制度を制定し、倉庫貯蔵運輸体系を完備させ、供給を保証し、市場を安定させるものとする。

第27条 国家は、徐々に統一、開放、競争、秩序がある農產品市場体系を樹立し、農產品卸売市場の発展計画を制定する。国家は、農村集団経済組織及び農民専門合作経済組織が設立した農產品卸売市場と農產品集貿市場に対して、助成する。県级以上における人民政府の商工業行政管理部門及び他の関連部門は、各自の職責に従って、法律に基づき農產品卸売市場を管理し、取引の秩序を規範させ、地方保護と不当競争を防止する。

第28条 国家は、多種多様な農產品流通活動の発展を支持し奨励する。農民及び農民専門合作経済組織が、國家の関連規定に基づいて農產品の買付、卸売、貯蔵、運輸、小売及び仲介活動に従事することを支持する。購買販売合作社及びその他の農產品購買販売に従事する農業生産經營組織が、市場情報の提供、農產品の流通ルートの開拓、農產品販売のためのサービスに努めることを奨励する。

県级以上の人民政府は、措置を講じるべき、関連部門を督促して滞りなく農產品の運輸を保障し、農產品の流通コストを下げる。関連行政管理部門は、手続を簡便化し、新鮮な農產品の運輸の便宜を図って、法律、法規の規定以外に、新鮮な農產品の運輸工具を差し押さえてはならない。

第29条 国家は、農產品加工業及び食品工業の発展を支持し、農產品の付加価値を増加させる。県

級以上の人民政府は、農產品加工業及び食品工業の發展計画を制定し、農產品加工企業を指導して、合理的な区域配置と規模構造を形成させ、農民専門合作社経済組織及び鄉鎮企業を助成し、農產品加工と総合開発利用に従事する。

国家は、農產品加工製品の品質標準を確立し、検査手段を完備し、農產品の加工過程における品質安全管理と監督を強化するとともに、食品安全を保障する。

第30条 国家は、農產品の輸出入貿易の發展を獎励する。

国家は、國際市場研究の強化、情報の提供及び販売のサービスなどの措置を講じて、農產品の輸出を促進する。

農產品の生産・販売秩序及び公平な貿易を守るために、農產品の輸入セーフガードを設立して、ある輸入農產品が国内の関連農產品の生産にすでに重大な影響を与えた際、あるいはその可能性がある場合に、国家は必要な措置を講じることができる。

第五章 食糧の安全

第31条 国家は、措置を講じて食糧の綜合生产能力を保護し向上させ、着実に食糧生産水準を高め、食糧安全を保障する。

国家は、耕地保護制度を確立し、基本的な農地に対して、法律に基づき特別な保護を実行する。

第32条 国家は、政策、資金、技術などの面で食糧主産地に重点的な助成を行い、安定的商品化食糧基地を建設し、食糧の貯蔵及び加工施設を改善するとともに、食糧主産地の食糧生産、加工水準及び經濟効益の向上を図る。

国家は、食糧の主産地と主な販売地の間における安定的購買・販売合作關係の結成を支持する。

第33条 食糧の市場価格が低すぎる場合、國務院は、一部の食糧品に対して保護価格制度を実行することができる。保護価格は農民利益の保護、食糧生産の安定の原則に基づき確定される。

國家の委託買い上げの対象部門に関しては、農民は保護価格で販売した食糧に対して拒絶することができない。

県級以上の人民政府は、財政、金融などの部門及び國家の委託買い上げの部門を組織し、適宜食糧の買上資金を調達するものとするが、いかなる単位及び個人もそれを差し押さえ又は流用してはならない。

第34条 国家は、食糧の安全制度を確立し、措

置を講じ食糧供給を保障する。國務院は、食糧の安全保障目標と食糧の備蓄数量指標を制定し、需要に応じて関連主管部門を組織して、耕地、食糧在庫状況の検査を行う。

国家は、食糧に対して中央と地方の分級備蓄調節制度を実施し、倉庫運輸体系を整備する。国家食糧備蓄の任務を引き受ける企業が、国家規定に基づき備蓄食糧の数量と品質を保証する。

第35条 国家は、食糧リスク基金を設立して、食糧備蓄の支持、食糧市場の安定及び農民利益の保護に用いる。

第36条 国家は、食糧を大切にして食糧を節約することを提倡し、かつ措置を講じて人民の食物栄養構造を改善する。

第六章 農業への財政投入と支持保護

第37条 国家は、農業支持保護体系を設立し、完備させ、財政投入、税収優遇、金融支持などの措置を講じて、資金投入、科学研究及び技術普及、教育訓練、農業生産財の供給、市場情報、品質標準、検査検疫、社会化サービス及び災害救済などの面で、農民及び農業生産經營組織による農業生産の發展を助成とともに、農民の収入水準を向上させる。国家は、わが国が締結、あるいは加盟した国際条約に抵触せず場合に、農民に対する収入支持政策を実施し、具体的な方法は國務院によって制定する。

第38条 国家は、階段的に農業への財政投入の全体水準を向上させるものとする。中央及び県级以上の地方財政は、毎年、財政の経常収入の伸びよりも農業総投入の伸びが大きくなるよう措置するものとする。

各級人民政府は、財政予算内における農業に用いる資金は、主に以下の各項に使用する。農業基礎建設の強化、農業構造調整の支持、農業産業化經營の促進、食糧総合生产能力の保護、動物・植物検疫・防疫体系の完備、動物疫病及び植物病・虫・雑草・ペストの予防と治療、農產品の品質標準及び検査監督体系・農產品市場及び情報サービス体系の健全、農業科学研究教育・農業技術普及及び農民訓練の支持、農業生態環境保護建設の強化、貧困地域發展の援助、農民収入水準の保障、などである。

県級以上の各級財政は、栽培業、林業、牧畜業、農地水利の基本建設に投入する資金を、統一的に計画するよう考慮し、調和した成長を図る。

国家は、西部開発をスピード・アップするために、

西部地域における農業発展及び生態環境保護の投入を増加する。

第39条 県級以上の人民政府は、農業に用いる資金を毎年の財政予算内から適宜全額を繰り出すべきである。各級人民政府は、国の各種農業資金の分配、使用過程の監督管理を強化し、資金の安全を保証して、資金の使用効率を高める。

いかなる単位及び個人も、農業に用いる財政資金を差し押さえ又は流用してはならない。会計監査機関が法律に基づき、農業に用いる財政及び買付資金の審査監督を強化する。

第40条 国家は、税収、価格、貸付などの手段を用いて、農民及び農業生産経営組織を誘導して農業生産経営的投入と小規模農地水利などの基本的整備・建設投入の増加に努めるものとする。

国家は、農民及び農業生産経営組織が自発性に基づいて、多種多様な方式により農業資金を集めることに努めることを支持するものとする。

第41条 国家は、社会資金を農業に投入することを奨励し、企業事業単位、社会団体及び個人による資金を寄附して、各種農業建設、農業科学技術と教育の基金を設立することを奨励する。

国家は、措置を講じて、農業が外資の利用を拡大することを促進する。

第42条 各級人民政府は、企業事業単位及びその他の各類経済組織が、農業情報サービスを展開することを奨励し、支持する。

県級以上における人民政府の農業行政管理部門及びその他の関連部門は、農業情報収集、整理及び公布体系を確立し、適時に農民及び農業生産経営組織に市場情報などのサービスを提供する。

第43条 国家は、農村工業の発展を奨励し、助成する。

国家は、税収、貸付などにより、農業生産財の生産と貿易を助成し、農業生産の安定的成長に物質的な保証を提供する。

国家は、マクロ制御措置を講じて、肥料、農薬、農業用ビニール、農業機械及び農業用ディーゼル・オイルなどの主要な農業生産財と農產品の間における合理的価格比を保持させる。

第44条 国家は、購買・販売合作社、農村集団経済組織、農民専門合作経済組織とその他の組織及び個人に対して、農業の生産前、生産中、生産後にわたって多面的な社会化サービス事業を発展させるものとする。県級以上の人民政府及びその関連部門

は、農業生産社会化サービス事業に対して支持を与えるものとする。

地域に跨る農業社会化サービスに従事することに対して、農業、商工業管理、交通運輸、公安などの関連部門は、措置を講じて、これを支持する。

第45条 国家は、農村金融体系を健全にして、農村信用制度の建設及び農村金融の監督管理を強化する。

関連金融機構は、措置を講じて、信用貸付の投入を増加し、農村金融サービスを改善し、農民及び農業生産経営組織の農業生産経営活動に信用貸付のサービスを提供する。

農村信用合作社は、農業、農民及び農村経済発展にサービスする主旨を堅持し、優先的に当該地域農民の生産経営活動に、信用貸付サービスを提供する。

国家は、利子補給などの措置を通じて、金融機構により、農民及び農業生産経営組織の農業生産経営活動に貸付を提供することを奨励する。

第46条 国家は、農業保険制度を確立し、完備する。

国家は、徐々に政策性保険制度を作り上げ、完備する。農民及び農業生産経営組織によって、農業生産経営活動にサービスする互助協力保険組織の設立を奨励・助成し、商業性保険公司による農業保険業務の展開を奨励する。

農業保険は、自発性の原則に基づいて実施する。いかなる組織及び個人も強制的に農民及び農業生産経営組織を農業保険に加入させることはできない。

第47条 各級人民政府は、農業の自然災害の防止能力を高め、防災、災害への抵抗と救済のための業務を行い、被災農民を支援して生産を回復し、生産を通じた自己救済を組織し、社会の互助互済のための措置を講じるものとする。また、生活保障のない被災農民に対しては、救済と支援を行うものとする。

第七章 農業科学技術と農業教育

第48条 國務院と省級人民政府は農業科学技術、農業教育の発展計画を策定し、農業科学技術、農業教育事業を推進しなければならない。

省級以上の各人民政府は、国が定めた関係規定に従い、農業科学技術と農業教育への投入を逐次増やすものとする。

国は、企業をはじめとする民間の力が農業科学技術への投入を増加することを奨励し、農民、農業生

産経営組織、企業事業単位が法律に従い農業科学技術と教育事業を行うことを奨励する。

第49条 国は植物の新品種、農產品の产地表示などの知識財産権を保護し、農業科学技術研究部門、教育部門などが農業科学技術に関する基礎研究と応用研究に一層努め、農業科学技術知識を普及し、研究成果の現場生産力への転換、産業化、農業科学技術の発展を促進することを奨励する。

國務院の関係部門は、要となる農業技術の研究開発に積極的に取組まなければならない。国は、農業科学技術と教育に関する国際的な連携と交流を促進することに取組み、国外の先進技術の導入を推進する。

第50条 先進的技術の農業生産現場への応用を促進するため、国は、農業技術推広事業を助長し、政府関与と市場メカリズム、有償サービスと無償サービス、公的農業技術推広機構と民間の力を有機的に結合した農業技術推広システムを設立する。

第51条 公的農業技術推広機構は、農業技術試験模範基地を通して、模範を示し農業技術の普及を行い、農民及び農業生産経営組織に公益の農業技術サービスを提供しなければならない。

県级以上の人民政府は、農業生産の発展に応じ、農業技術推広事業を助長し、農業技術推広機構の必要な経費を保障するものとする。

各級の人民政府は、国の定めに従い、農業技術普及事業に従事する専門科学技術員の仕事環境、給料待遇、生活条件などを保障し改善するよう努めなければならない。

第52条 農業科学研究部門、農業関係学校、農業技術推広機構及び科学技術員は、農民及び農業生産経営組織のニーズに応え、無償サービスを提供することもできる。技術の譲渡、技術サービス、技術受託などの形で有償サービスを行い、収益をあげることも認められる。農業科学研究部門、農業関係学校、農業技術推広機構及び科学技術員は、技術を向上し、サービス水準を保証するよう努めなければならない。

農業科学研究部門、農業関係学校、農業技術推広機構により設立した農業の発展に資する企業に対しては、国は税収、融資面で特恵を与える。

国は、農民、農民專業合作経済組織、供銷合作社、企業部門、事業部門等が農業技術推広事業に積極的に参与することを奨励する。

第53条 国は農業専門技術員の継続教育制度を

設立する。県級及び県級以上の人民政府の農業担当行政部門は、教育、人事などの関係部門と連携を取り、農業専門技術員の継続教育の計画を立て、農業専門技術員についての研修を実施するよう努めなければならない。

第54条 国は、農村部で法律に従って義務教育を実施し、義務教育に要する経費を保障する。農村部の国立中、小学校の教、職員の給料については、県人民政府により、国の規定に従い統一的に支給する。校舎などの教育設備の建設、維持するに要する経費については、県人民政府により、国の規定に従い統一的に交付する。

第55条 国は農業専門教育を促進する。國務院の関係部門は、国の職業資格証明書制度の規定に従い、農業部門の専門の分類、専門技能の判定などを行い、農業部門の職業資格証明書を発行する。

第56条 国は、農民が先進的な農業技術を採用するよう措置を講じ、農民の教育水準、技術素質を向上させるため、農民が各種の科学技術組織を行うことを支持し、農業実用技術研修、農民みどり証明書研修と他の就業研修などを実施する。

第八章 農業資源と農業環境保護

第57条 農業と農村経済の発展を図るため、土地、水、森林、草原、野生動物植物などの自然資源を合理的に利用と保全をし、水力、メタンガス、太陽エネルギー、風力などの汚染なく再生できる資源を開発し、利用しなければならない。環境との調和に配慮した農業を発展し、自然環境を保全し、改善しなければならない。

県級以上の人民政府は農業資源区画あるいは農業資源合理利用と保護区画を制定し、農業資源監督測定制度を設立しなければならない。

第58条 農用地の汚染、破壊と地力の衰退を防止し、地力の保全と改善を図るために、農民と農業生産経営組織は、耕地を保全し、合理的に肥料、農薬と農業用フィルムなどを使用し、有機肥料の使用を増やし、先進技術を採用しなければならない。

県級以上の人民政府の農業行政担当部門は、必要な措置を講じ、農民と農業生産経営組織が耕地の質量の改善を行うことを支援し、耕地の質量に対して定期的検査を行わなければならない。

第59条 各級の人民政府は、小流域の総合的な整備の強化、水土流失の予防と整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。水土流失を起こす恐

れのある生産活動に従事する組織と個人は、必ず予防措置を取り、万が一自分の生産活動により水土流失を起こした場合、責任を負い整備しなければならない。

各級の人民政府は、土地の砂漠化の予防と、砂漠化した土地の整備に努めなければならない。國務院と、砂漠化した土地を管轄している県級以上の人民政府は、法律に即し、砂漠化の防止と整備に関する計画を立て、実施につき必要な措置を講ずるものとする。

第60条 国は国民義務植樹制度を実施する。各級の人民政府は、国民を組織して植樹造林運動を行い、林地と林木の保全、森林火災の予防、森林病害虫の防止及び治療などに取組むよう努めなければならない。林木の乱伐や盜伐を制止し、森林カバー率を高めなければならない。

造林、林地の保全を強化するため、天然林保護区域における伐採禁止あるいは伐採制限制度を実施する。

第61条 関係地方人民政府は、草原の保全、建設、管理を強化し、農民（牧民）と農（牧）業生産經營組織が人工牧草地、馬草と飼料基地を設立し天然草原を改良するよう指導するものとする。草原の植生を保全し、草原の砂漠化や塩害などを防止するため、放牧地の適正な家畜の容認頭数を規定し、草原地帯をいくつかの区に分けて順繰りに放牧や休牧や放牧禁止などの施策を講ずる。

第62条 森林地や放牧地を破壊し開墾すること、山を燃やし開墾すること、開墾を禁じられた傾斜地を開墾することを禁止する。すでに開墾された場合に関しては、徐々に耕作を止め、森林地や放牧地などのそれぞれの元の状態に戻すものとする。

湖を囲み耕作することや、干拓を禁じられた湿地を干拓することを禁止する。すでに干拓された場合に関しては、次第に耕作を止め、湖や湿地など、それぞれの元の状態に戻すものとする。

國務院の企画した範囲の内で耕作を中止した農家に対しては、国の規定に即し、補助を与えなければならない。

第63条 漁業資源を増殖し、漁業水域の生態環境を保全するため、各級の人民政府は、法律に従い漁獲量の制限、禁漁あるいは休漁などの施策を講ずるものとする。

国は、漁業に従事する農民（漁民）や農（漁）業生産經營組織が水産養殖業あるいは他の職業に従事

するよう指導し、支援する。現地の人民政府の統一的な企画に従い転業した農民（漁民）に対しては、国の規定に即し補助を与えるなければならない。

第64条 生物の多様性の保全を図るため、国は、農業生産とも関係する種の資源保全制度を設立し、稀有、危篤、貴重である生物資源及び原生地に対し重点的な保全を実施する。海外から生物資源を導入するにあたっては、法律に従い登記あるいは審査を行い、安全措置を取らなければならない。

農業遺伝子生物の研究、実験、生産、加工、経営及び他の応用に関しては、必ず国の規定に従い厳格的に各種の安全措置を講ずるものとする。

第65条 動物病や植物病の防止と治療、虫、雑草などの防止を図るため、各級の農業行政部門は、農民と農業生産經營組織が生物的な措置あるいは高効果で毒性と残留度の低い農薬、獸薬を使用するよう指導しなければならない。

環境汚染と生態破壊の防止を図るため、農產品が収穫された後残った茎や他の余剰物については、総合的に利用し、適切に処理しなければならない。

環境汚染と生態破壊の防止を図るため、家畜をはじめとする動物の規模的な養殖に従事する組織と個人は、糞便や廃水や他の廃棄物について無害化処理あるいは総合的な利用を行うものとする。水産養殖に従事する組織と個人は、合理的に餌を与え、肥料を施し、薬物を使用しなければならない。

第66条 廃水や廃気や固体の廃棄物による農業生態環境の汚染の防止と改善を図るため、県級以上の人民政府は必要な措置を取り、関係部門が整備を行うよう指導し、監督するものとする。廃水、廃気、固体の廃棄物による農業生態環境の汚染事故を起こした場合は、環境保全行政担当部門あるいは農業行政担当部門により法律に即し調査と処理を行う。農民及び農業生産經營組織に損失をもたらす場合は、関係責任者は法律に従い賠償をしなければならない。

第九章 農民権益の保護

第67条 いかなる組織と機構も、農民あるいは農業生産經營組織に行政、事業費用を徴収するにあたって、必ず法律や法規の規定に即しなければならない。徴収項目、範囲及び標準なども公布しなければならない。法律や法規の規定に即していない場合には、農民及び農業生産經營組織には徴収を拒否する権利がある。

いかなる組織と機構でも、農民あるいは農業生産

経営組織に罰金の処罰を与えるにあたって、必ず法律や法規の規定に即しなければならない。法律や法規の規定に即していない場合には、農民及び農業生産経営組織には処罰を拒否する権利がある。

いかなる組織と機構でも、農民あるいは農業生産経営組織に対して割り当てを行うのは方式を問わずに一切禁じられる。法律や法規に特別の定めがある場合を除き、いかなる組織と機構も、農民あるいは農業生産経営組織に労働力や財力や物力の提供を要求するのを、方式を問わずに割り当てとみなす。農民と農業生産経営組織には、すべての割り当てを拒否する権利がある。

第68条 各級の人民政府及び関係部門、所属団体が農民あるいは農業生産経営組織に、資金を寄せ集めるのは、方式を問わずに禁じられる。

法律、法規の根拠のない場合あるいは国务院の許可のない場合には、いかなる組織と機構も、農村部で「達標昇級」の活動や、検査の上引き取る活動を行うのは禁じられる。

第69条 農民と農業生産経営組織は、法律や行政法規の規定に即し納税するのは義務とする。税務機構及び徵収代行部門は、法律に従い徵税しなければならない。法律に違反して税金を割当てたり、他の違法的な方式で徵税するのは禁止される。

第70条 農村義務教育に関しては、国务院の規定に従い徵収した費用を除き、農民や学生に他の費用を徵収するのは禁じられる。機構と組織を問わず農村において小学校を通じて農民に費用を徵収するのは一切禁止される。

第71条 国は、法律に即し農民の集団所有地を収用することができる。農民と農村集団経済組織の合法的な権益を保護し、土地を収用するにあたって法律に従い農民と農村集団経済組織に補償を与える。補償資金に関しては、いかなる組織及び個人でも流用するのは禁じられる。

第72条 各級の人民政府、農村集団経済組織あるいは村民委員会は、農業と農村経済構造の調整、農業产业化経営、土地請負経営権の移動などを行う過程で、農民の土地請負経営権を侵犯したり、農民の自主的に生産経営項目を決める権利を干渉したり、指定された生産資料を強制的に農民に購買させたり、指定されたルートで農産品を販売させることは禁じられるものとする。

第73条 農村集団経済組織あるいは村民委員会が、生産の発展あるいは公益事業の設立のため、村

民から資金や労働力などを集める必要がある場合には、成員（村民）会議あるいは成員（村民）代表会議において過半数で可決されることを前提としなければならない。

ただし、農村集団経済組織あるいは村民委員会がこの条例に従い、村民から資金や労働力などを集める場合は、省級以上の人民政府が規定された上限範囲を超えることはできず、村民に強制的に労働力の提供のかわりに出金させることも禁じられる。

農村集団経済組織と村民委員会は、農民の利益に関係する重要な事項を農民に公開しなければならない。財務会計についても定期的に公表し、農民の監督を受けるものとする。

第74条 農民あるいは農業生産経営組織に生産、技術、情報、文化、保険などの有償サービスを提供する場合には、いかなる組織と個人でも、農民と農業生産経営組織に強引にサービスを受けさせることは禁じられ、必ず自由の原則に従うものとする。

第75条 農産品の買付部門は農産品を買付けるにあたって、等級や価格を抑えることや、支払いされた代金の中から他の費用を差し引いたり、収めたりすることは一切禁止である。法律や行政法規に、差し引いたり収めたりするのを代行すると定められた税金に関しては、法律や行政法規の規定に従い処理するものとする。

農産品の買付部門と農産品の販売者は農産品の質量等級について異議がある場合には、法定資質をもつ農品質量検査機構に検査を委託することができる。

第76条 農業生産資料の質量問題によって使用者が損失を受けた場合には、生産資料の販売者は賠償をしなければならない。賠償金額は購買代金、関係費用と見込みの所得利益などを含む金額とする。

第77条 農民あるいは農業生産経営組織は自分自身の合法的な権益を守るために、各級の人民政府及び関係部門に情報を報告し、合法的に要求をする権利がある。人民政府及び関係部門は、農民あるいは農業生産経営組織が求めた合理的な要求に対し、国の規定に従い直ちに返答をしなければならない。

第78条 法律規定に違反し、農民権益を侵犯するものに対しては、農民あるいは農業生産経営組織は法律に即し、行政に再議を申し出ることあるいは裁判所に訴訟を起こすことができる。関係人民政府及び関係部門あるいは裁判所は法律に即し受理しなければならない。

裁判所と司法行政担当機構は関係規定に従い、農民に法律面の援助を提供しなければならない。

第十章 農村経済発展

第79条 国家は、都市と農村との調和ある発展の方針を堅持し、農村の第二次、第三次産業の発展を助成し、農村経済構造を調整し、優良化させ、農民の収入を増加するとともに、農村経済の全面的発展を促進して、徐々に都市と農村の格差を縮小する。

第80条 各級人民政府は、郷鎮企業の発展、農業発展の支持及び農業余剰労働の移転に対して、措置を講じる。

国家は、郷鎮企業発展の支持措置を完備させ、郷鎮企業を指導して、構造を優良化し、技術を更新させ、素質を向上する。

第81条 県级以上の地方人民政府は、当該地域の経済発展水準、地域特性及び資源条件に基づいて、合理配置、科学計画、用地節約の原則に従い、農村の小都市の建設に拍車をかける。

地方各級の人民政府は、市場機能の運用を重視し、関連政策を完備し、農民及び社会の資金を引き付けて、小都市開発建設に投資し、第二、第三次産業を発展させ、郷鎮企業の集中発展を指導する。

第82条 国家は、措置を講じて、農村余剰労働力が都市・農村、地域の間に合理的な流動を行うことを指導する。地方各級の人民政府は、法律に基づいて、都市に就業する農村労働力の合法的権益を保護し、不合理な制限を設置してはならず、すでに設置された制限は取り消されるべきである。

第83条 国家は、徐々に農村社会救済制度を完備させ、農村の「五保戸」、貧困身障者農民、貧困老年農民及びその他の労働能力が喪失した農民の基本生活を保障する。

第84条 国家は、農民を支持し、農村合作医療及びその他の医療保障方式を発展させ、農民の健康水準を向上する。

第85条 国家は、貧困地域を援助して、経済発展条件を改善させ、経済開発に助成する。省級の人民政府は、国の貧困地域を援助する総体目標と要求に基づいて、貧困援助開発計画を制定し、実施する。

各級の人民政府は、開発性貧困援助方針を堅持し、貧困地域の農民及び農業生産經營組織を組織して、合理的に援助資金を使用し、自力で貧困局面を変えて、貧困地域の農民を指導して、経済構造を調整させ、地元の資源を開発する。貧困援助開発は、資源

保護、生態建設に結合することを堅持するものとし、貧困地域の経済、社会の調和発展及び全面的進歩を促進する。

第86条 中央及び省級財政は、貧困援助開発投入を年度の財政予算に取り上げ、年度ごとに増加させ、貧困地域の財政移転支払及び建設資金の投入を増大させる。

国家は、金融機関とその他の企業事業単位及び個人の資金によって、貧困地域の開発建設を支持することを助成し、奨励する。

いかなる単位及び個人も、貧困援助資金を差し押さえ又は流用してはならない。会計監査機関は、貧困援助資金に対して、会計監査監督を強化すべきである。

第十一章 法律の執行と監督

第87条 県级以上の人民政府は、社会主義市場経済発展の要求に応じた農業行政管理体制を次第に確立するよう措置を講ずるものとする。

県級以上の人民政府農業行政主管部門と関係主管部門は、企画、指導、管理、協調、監督、サービス等の職責を強化し、法律に即し職責を努め、公正に法律を執行しなければならない。

県級以上の人民政府農業行政主管部門は、職責の範囲のうちで法律の執行組織を健全化し、法律を総合的に執行し、執行の効率と水準を向上させるよう努めなければならない。

第88条 県級以上の人民政府農業行政主管部門及び職員は、法律の執行、監督、検査の職責を行うにあたって、次にあげる措置を講ずる権利がある。

(一) 検査される組織あるいは個人に情報の説明、関係書類、証明、資料の提供などを要求すること。

(二) 検査される組織あるいは個人に本法律に違反した行為を中止し、法定された義務を履行するように指令すること。

監督検査の職責を履行するにあたって、行政職員が検査される組織あるいは個人に行政の法律の執行証明を呈示し、執行の順序に順守しなければならない。関係組織あるいは個人は、拒否と妨害をせず、行政職員が法律に即し職責を執行できるように支援しなければならない。

第89条 農業行政主管部門と農業生産、経営組織は、機構、職員、財務などの方面で分離しなければならない。農業行政主管部門及び職員の農業生産経営活動への参与と従事は禁じられる。

第十二章 法律責任

第90条 本法律の規定に違反し、農民と農業生産経営組織の土地請負經營権などの財産権あるいは他の合法的な権益を侵害したものは、侵害を停止し、元の状態に戻さなければならない。すでに損失や損害などをもたらした場合には、法律に従い賠償責任を取らなければならない。

国の公務員は職権を濫用し、あるいは他の名目で農民と農業生産経営組織の合法的な権益を侵害した場合は、損失を賠償した上で、所属組織あるいは上級主管機構が行った懲戒処分を受けなければならぬ。

第91条 本法律の第十九条、第二十五条、第六十二条、第七十一条の規定に違反した場合は、関係法律あるいは行政法規の規定に従い処罰を行う。

第92条 次にあげる行為にあたる場合には、上級主管機構により期限を切って流用された資金を返すよう指令し、不正の所得を没収する。上級主管機構あるいは所属組織により、直接に担当した主管者と他の直接責任者に懲戒処分を行う。犯罪になった場合には、法律に即し刑事責任を追究する。

(一) 本法律の第三十三条第三項の規定に違反し、食糧を買い付ける資金を流用すること。

(二) 本法律の第三十九条第二項の規定に違反し、農業に使用される財政資金と貸付けを流用すること。

(三) 本法律の第八十六条第三項の規定に違反し、貧しい家を助けて貧困状態から抜け出すための資金を流用すること。

第93条 本法律の第六十七条の規定に違反し、農民あるいは農業生産経営組織に違法的に費用を収めたり、罰金の処罰を行ったり、割り当てをしたりすることに対しては、上級主管機構は違法の行為を制止した上で公告を出さなければならない。すでに費用あるいは罰金を納めた場合あるいはすでに労働力や実物を使用した場合には、上級主管機構により、期限を切って納めた費用や罰金を返すか、あるいは使用した労働力やものを時価に換算し償還するよう指令を出す。上級主管機構あるいは所属組織により担当者と他の直接責任者に懲戒処分を行う。情状の重大で犯罪になった場合は、法律に即し刑事責任を

追究する。

第94条 次にあげる行為にあたる場合には、上級主管機構により、違法な行為を停止させる上で直接に担当者と他の直接責任者に懲戒処分を行い、法律に違反し寄せ集めた資金、徴収した税金あるいは費用を返すよう命じる。

(一) 本法律の第六十八条の規定に違反し、農村で違法的に資金を寄せ集めたり、「達標昇級」を行ったり、検査の上引き取る活動を行うこと。

(二) 本法律の第六十九条の規定に違反し、違法的な方式で農民に徴税すること。

(三) 本法律の第七十条の規定に違反し、農村中、小学校を通して農民に、決められた金額と項目以上の費用を徴収すること。

第95条 本法律の第七十三条第二項の規定に違反し、農民に強制的に労働力の提供のかわりに出金させるのに関しては、郷（鎮）人民政府により、是正するよう命じる。徴収した不正の資金も返さなければならない。

第96条 本法律の第七十四条の規定に違反し、農民と農業生産経営組織に強引にサービスを受けさせた場合には、関係人民政府により是正させる。徴収した不正の費用は返さなければならない。情状の重大の場合は、直接の主管者と他の直接の責任者に懲戒処分を与える。農民と農業生産経営組織に損失をもたらした場合は、法律に従い賠償の責任を取らなければならない。

第97条 本法律の規定に違反し、農業生産経営活動に参与あるいは従事した県级以上の人民政府農業行政担当部門の職員に対し、法律に即し懲戒処分を与える。犯罪になった場合には、法律に即し刑事責任を追究する。

第十三章 附 則

第98条 本法律の農民に関する規定は、請負經營を行っている国有農場、牧場、林場、漁場などの企業、事業部門の職員にも適用とされる。

第99条 本法律は2003年3月1日より実施される。